

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、枚方市上下水道局(以下「局」という。)の行政財産の使用許可について必要な事項を定めるものとする。

(昭56水道規程4・全改、平23上下水道規程1・一部改正)

(定義)

第2条 この規程において「行政財産」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条第1項第1号に規定する公有財産のうち、現に局において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいう。

(昭56水道規程4・全改)

(使用許可)

第3条 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、次の各号に掲げる場合に限り、法第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の使用を許可することができる。

- (1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- (2) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

2 前項の使用許可の期間は、3年以内とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、5年以内とすることができる。

3 前項の期間は、更新することができる。この場合においては更新の時から同項の期間を超えることができない。

4 管理者は第1項の許可に際し、必要な条件を付すことができる。

(昭51水道規程1・昭56水道規程4・平11水道規程5・平23上下水道規程1・平30上下水道規程19・一部改正)

(許可申請)

第4条 管理者は、前条第1項の規定により行政財産の使用を許可するときは、当該許可を受けようとする者に、次の各号に掲げる事項を記載した許可申請書を提出させなければならない。

- (1) 使用の許可を求めようとする行政財産の表示
- (2) 使用の許可を求めようとする期間
- (3) 使用の目的
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(昭51水道規程1・昭56水道規程4・一部改正)

(使用料の徴収)

第5条 管理者は、行政財産の使用を許可したときは、その使用に係る使用料(以下「使用料」という。)を徴収しなければならない。

(昭56水道規程4・全改)

(使用料の額)

第6条 使用料の額は、使用期間1年につき、次の各号に掲げる行政財産の区分に従い、それぞれ当該各号に定める算式により計算した額とする。この場合における使用させる面積は、当該面積が1平方メートルに満たない場合又は当該面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、1平方メートルとする。

(1) 土地

当該土地の価格×(3/100)×(当該土地のうち使用させる部分の面積/当該土地の面積)

(2) 建物

当該建物及びその敷地の価格×(6/100)×(当該建物のうち使用させる部分の面積/当該建物の延べ面積)

2 前項各号の価格は、枚方市上下水道局会計規程(平成16年枚方市水道事業管理規程第1号)第13条第1項第2号に規定する減価償却台帳に登載された価格とする。ただし、この価格により難しい場合には、管理者が別に定めるところによる。

3 使用期間が1年に満たない場合又は使用期間に1年未満の端数がある場合の使用料の額は、第1項の規定による額を日割りによつて計算した額とする。この場合において1日未満の端数は、1日とする。

4 第1項の規定にかかわらず、枚方市道路占用料条例(昭和31年枚方市条例第38号)別表占用物件の欄に掲げるものを使用させる場合の使用料の額は、同条例の規定に準じるものとする。

5 管理者は、行政財産の使用につき、特に収益が見込まれる場合においては、当該収益を勘案して、前各項の規定により計算した使用料の額を下回らない範囲内において、使用料の額を定めることができる。

(昭56水道規程4・全改、平5水道規程6・平11水道規程5・平16水道規程3・平20水道規程5・平23上下水道規程1・平30上下水道規程3・一部改正)

(実費の徴収)

第7条 管理者は、行政財産の使用に伴い、局の電気、ガス、水道等を使用する場合は、その実費を徴収する。ただし、その額が軽微な場合は、徴収しないことがある。

(平11水道規程5・全改)

(納付の時期)

第8条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、使用開始の日以後にその全部又は一部を納付することができる。

2 前条の規定により徴収する実費の納付の時期は、管理者が定めるところによる。

(平11水道規程5・全改)

(還付)

第9条 徴収した使用料は、還付しない。ただし、特別な理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平11水道規程5・全改、平23上下水道規程1・一部改正)

(減免)

第10条 使用料は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを減額し、又は免除することがある。

(1) 国又は他の地方公共団体その他の公共的団体が公用、公共用その他の公益上の目的のため使用するとき。

(2) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用するとき。

(3) 局の職員、当該行政財産を利用する者の福利厚生のための施設として使用するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、管理者が特に必要があると認めるとき。

(平11水道規程5・全改、平23上下水道規程1・一部改正)

(減免の基準)

第11条 前条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合の基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 前条第1号、第3号又は第4号に該当する場合のうち、収益を目的としない使用(管理者が特に認めるものに限る。)については、使用料を免除することがある。

(2) 前条第2号に該当する場合の使用については、使用料を免除することがある。

(3) 前条第1号、第3号及び第4号に該当する場合のうち、第1号に規定する使用以外の使用については、使用料を10分の5以内において減額することができる。ただし、管理者が営業の料金、販売価額等を規制して使用させる場合は、使用料を免除することがある。

(平30上下水道規程3・追加)

(減免手続)

第12条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、別に定める減免申請書を提出しなければならない。

(昭56水道規程4・追加、平11水道規程5・旧第12条繰上、平30上下水道規程3・旧第11条繰下)

(端数処理)

第13条 第6条第1項、第3項若しくは第4項又は第11条第3号の規定により算定した使用料の額に100円未満の端数がある場合又はその全額が100円未満である場合は、その端数金額又はその全額を100円とする。

(平30上下水道規程3・追加)

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

(昭56水道規程4・追加、平11水道規程5・旧第13条繰上・一部改正、平30上下水道規程3・旧第12条繰下)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 [昭和49年3月25日水道規程第1号]

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 [昭和51年6月4日水道規程第1号]

この規程は、昭和51年6月5日から施行する。

附 則 [昭和53年1月20日水道規程第2号]

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 [昭和56年10月1日水道規程第4号]

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行日前にしたガス管理設に係る使用許可は、改正後の枚方市水道局行政財産使用許可規程の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則 [平成5年3月31日水道規程第6号]

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 [平成11年6月30日水道規程第5号]

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 [平成16年4月1日水道規程第3号]

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 [平成20年8月19日水道規程第5号]

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の第6条の規定は、この規程の施行の日以後に許可がされた行政財産の使用に係る使用料について適用し、同日前に許可がされた行政財産の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則〔平成23年3月31日上下水道規程第1号〕

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平23上下水道規程16・旧第1項・一部改正)

附 則〔平成23年9月30日上下水道規程第16号〕

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則〔平成30年3月30日上下水道規程第3号〕

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年12月28日上下水道規程第19号〕

この規程は、公布の日から施行する。